

災害時における応急対策業務等に関する協定の補足事項

- 1 人命救助等とは、市民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれのある災害を防止又は軽減するための緊急を要する活動を指す。
- 2 甲は乙に協力要請をしたときは、必要に応じて請負契約を締結するものとする。
- 3 甲の協力要請に基づき、乙は災害業務を行える体制が取れ次第、甲の指示するところにより、応急対応を行うものとする。
- 4 乙は協力要請中に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。協力要請終了後も同様とする。
- 5 甲の協力要請に基づく応急対策業務において、乙の従事者または第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議し対応するものとする。
- 6 高槻市入札参加資格者名簿の登録期間が終了したときは、協定期間の更新は行わない。
- 7 乙は甲の要請を受けて作業に従事するときは、関係法令を遵守するものとする。